

資料一覧

次第

- | | |
|-------------|--|
| 資料第 1 - 1 号 | 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について |
| 資料第 1 - 2 号 | 文京区の情報公開制度 |
| 資料第 1 - 3 号 | 文京区の個人情報保護制度 |
| 資料第 1 - 4 号 | 実施機関別行政情報の公開請求件数及び
個人情報の開示等請求件数（24年度） |
| 資料第 1 - 5 号 | 情報公開請求及び個人情報開示請求の推移 |
| 資料第 2 号 | 戸籍副本制度の概要について |

平成 25 年度 第 2 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 次第

日時 平成 25 年 7 月 30 日 (火) 午前 10 時 30 分から

場所 庁議室

1 開会

2 委嘱状の交付

3 区長挨拶

4 委員・職員の紹介

- ・ 委員の紹介
- ・ 職員の紹介

5 総務部長挨拶

6 正・副会長の選出

7 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について（事務局説明）

8 議事（諮問案件）

諮問第 1 号

戸籍データ管理システムによる個人情報の外部提供（外部結合）について

9 その他

10 閉会

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度

運営審議会について

運営審議会の役割

運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例に基づいて設置される文京区の附属機関です（1条）。

- 1 運営審議会は、次の事項について区長の諮問に応じて審議し、答申をします（2条1項）。
 - (1) 個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項
 - (2) 情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること
 - (3) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関すること
- 2 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議を行うことができます（同条2項）。
- 3 毎年1回、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について取りまとめて運営審議会に報告しています。

運営審議会の組織・運営・守秘義務

- ・ 運営審議会は、8人以内の委員をもって組織します（3条）。
- ・ 委員の任期は2年です（4条）。
- ・ 運営審議会には、委員の互選により選出された会長・副会長を置きます（5条）。
- ・ 運営審議会は、会長が招集します（6条）。
- ・ 委員の過半数をもって審議会の定足数とします（7条）。
- ・ 議決を要するものについては、出席委員の過半数をもって決めます（同条2項）。
- ・ 委員には守秘義務が課せられます（9条）。

最近の答申例

平成18年度 諮問第1号 個人情報保護制度の見直し及び犯罪に関する個人情報を電子計算組織に記録することについて

思想、信条、犯歴などの機微情報について電子計算組織への記録を禁止している個人情報保護条例の規定を改めて、例外的に一定の要件のもとで取り扱いはできるようにすること、及びその場合に犯歴事務について電子計算組織を利用することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

平成19年度 諮問案件なし

平成20年度 諮問第1号 東京都シルバーパス事業経過措置実施に伴う介護保険業務に係る個人情報の目的外利用について

シルバーパス申請者の負担軽減のために、介護保険課が保有する課税情報を利用して、経過措置の対象者である旨の確認書を交付することについて、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 「消費生活相談に係る個人情報の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

消費者被害に迅速に対応するために、消費生活相談情報を関係機関と共有することにつき、運用に配慮した上で国民生活センターに外部提供すること及び外部提供に係る本人通知の省略について、差し支えないとの答申を頂きました。

諮問第3号 「住民税の公的年金特別徴収業務に係る個人情報の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

公的年金からの住民税の特別徴収に際して、課税事務を円滑に行うために、区が保有している各社会保険料賦課情報を税務課が取得・利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略について、妥当であるとの答申を頂きました。

平成21年度 諮問第1号 「高額医療・高額介護合算制度に係る申請の勧奨に伴う個人情報¹の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

高額医療・高額介護合算療養費支給制度に係る被保険者に対し、制度を周知し、申請を促すため、本人の申請前に関係保険者が各被保険者の保険給付額等の情報を共有すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 住民税・軽自動車税のマルチペイメント収納の実施に伴う外部結合による個人情報¹の提供について

住民税等のマルチペイメント収納による利便性の高い納税制度を導入するため、税賦課情報を外部結合により金融機関に提供することは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成22年度 諮問第1号 「介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報¹の目的外利用について」、「後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報¹の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

一定以上の高齢者の所在確認を行うため、介護保険要介護（要支援）認定者及び後期高齢者医療の被保険者の給付情報を敬老業務に利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第2号 「地域包括ケア管理システム情報¹の目的外利用について」、「災害時要援護者名簿¹の目的外利用について」及び「上記目的外利用の本人通知の省略について」

高齢者の地域における見守り体制の構築や高齢者サービス利用状況の一元的な把握を行うため、地域包括ケア管理システム情報¹に掲載されている情報及び災害時要援護者名簿¹の情報を利用すること及び目的外利用に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

諮問第3号 「学術研究のための介護保険に係る個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。）の外部提供について」及び「上記外部提供の本人通知の省略について」

国立大学法人東京大学医学部附属病院において、介護保険データを統計的に集計・分析し、要介護者の将来推計を行うとともに、介護保険サービスの効果を明らかにするため、介護保険第一号被保険者の個人情報のうち、被保険者の性、生年並びに直近及びその一年前における、認定月、要介護（要支援を含む。）認定区分及び介護保険サービス種類別サービス利用の有無について、外部提供することは、妥当であるが、その余の情報を外部提供することは適当でない。また、当該外部提供に係る本人通知の省略は、妥当であるとの答申を頂きました。

平成23年度 **諮問第1号** 「後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の収集について」及び「上記による収集の本人通知の省略について」

後期高齢者を対象とした状況把握訪問について、未だ把握できていない高齢者への働きかけを進めていくため、後期高齢者医療の被保険者の給付情報のうち、未受診者のものの情報の収集を平成23年度において実施すること及び当該収集に係る本人通知を省略することは、妥当であるとの答申を頂きました。

平成24年度 諮問案件なし

文京区の情報公開制度

情報公開制度とは

情報公開制度とは、区の保有する行政情報を請求にもとづいて公開する制度です。公正で民主的な行政の推進のために、区民等の「知る権利」を保障し、行政の「説明責任」を果たすための制度の一つです。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて情報公開制度を運用しています。

1 公開請求できる人（5条）

情報公開請求ができる人を制限していません。どなたでも請求することができます。

2 公開請求できる情報（2条）

区の実施機関が組織的に用いている行政情報（組織共用文書）が対象となります。文書のほか、図画や電磁的記録が含まれます。

条例では実施機関を、区長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・議会としています。

3 公開請求の窓口

情報公開請求は、文京シビックセンター2階の「行政情報センター」の窓口で受け付け、写し等の受け渡しも同センターで行います。

また、郵便、ファックス、電子申請で請求することもできます。

4 公開しないことができる情報（7条）

行政情報は公開することが原則ですが、情報の性質から例外として公開できない情報もあります。条例では、次のものを公開しないことができる情報として規定しています。

- (1) 法令などの規定で、公開できないとされている情報（7条1号）
- (2) 個人に関する情報（同2号）
- (3) 法人に関する情報で、事業活動に著しく不利益を与える情報（同3号）
- (4) 犯罪の予防その他公共の安全・秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報（同4号）
- (5) 審議、検討又は協議に関する情報で、公にすることにより、意思決定の中立性

が損なわれたり、不当に区民の間に混乱を生じさせるなどの支障を及ぼすと認められる情報（同 5 号）

(6) 行政運営に係る情報で、検査、契約などの事務に関して区の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報（同 6 号）

5 公開の可否の決定（13 条）

公開・非公開の決定は、原則として、その日のうちに行います。

ただし、情報によっては検索や決定に時間を要する場合があります、後日決定し公開することもあります。この場合は、まず、公開請求があった日の翌日から起算して 14 日以内の決定延長を行うことができます。また、14 日以内に決定を行えない場合は、請求日の翌日から起算して 60 日以内に公開決定等を行うことができますこととしています（13 条）。

さらに、著しく大量であるため、60 日以内に公開決定等ができないときは相当な期間内に公開決定等を行うことができます（14 条）。この場合は、公開決定等を行った旨を運営審議会へ報告することとされています。

6 その他の条例上の制度

(1) 裁量的公開（10 条）

非公開とすべき情報（前述 4 の（2）～（6））について、公益上特に必要があると認めるときは公開することができます。

この場合は、その旨を運営審議会に報告することとされています。

(2) 存否応答拒否（11 条）

公開請求に係る行政情報の存否を答えるだけで、特定の個人の生命、身体等が害されると認められた場合、又は非公開とすべき個人情報を公開するのと同じ結果になる場合は、公開請求を拒否することができます。

本条により公開請求を拒否した場合は、その旨を運営審議会に報告することとされています。

(3) 第三者保護の手続き（16 条）

公開請求に係る情報に第三者の情報が記録されている場合に、当該第三者の保護のため、意見書提出の機会を与えることができます。

また、前述の裁量的公開（10 条）を行おうとするときは、必ず意見書提出の機会を与えなければなりません。

7 公開の方法と費用（17 条・18 条）

閲覧、視聴または写しの交付（コピー）により公開します。

閲覧及び視聴は無料です。

なお、写しの作成及び送付に必要な費用は実費を負担していただきます（例：コピー 1 枚 10 円（A3 まで））。

指定管理者に関する特例

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の保有する情報について情報公開が後退することのないよう、情報公開条例の規定を整備しました（25条の2）。

- 1 指定管理者に対して、公の施設の管理に関する業務について情報の公開を行うため、必要な措置を講ずることを義務付けました。
具体的には、指定管理者各々が、自己が行う公の施設の管理の業務に関する情報について、情報公開制度を整備することを想定しています。
- 2 指定管理者が保有する公の施設の管理の業務に関する情報について、区に情報公開請求があった場合は、区は当該指定管理者に対して当該情報の提供を求め、情報公開を進めることとしました。
- 3 前項の区からの情報提供の求めがあった場合は、指定管理者は速やかにこれに応じるよう努めるものとした。

情報提供制度

1 情報公表制度（22条）

区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況などについては、公表することが義務付けられています。

2 情報提供施策の充実（23条）

情報提供施策の充実に努めることを規定するとともに、情報公表及び情報提供施策の実施状況を運営審議会に報告することとされています。

区では、区民の方が区政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開請求を待つことなく積極的に区政に関する情報の公表や提供を進めています。

「行政情報センター」や「文京区ホームページ」での行政情報の提供を充実させていきます。

情報公開制度の変遷

1986年（昭61）	4月	東京都文京区行政情報の公開に関する条例施行
1999年（平11）	8月	今後の情報公開制度のあり方について（あり方検討委員会報告書）
1999年（平11）	9月	文京区における今後の情報公開制度のあり方について（諮問）
1999年（平11）	12月	文京区の情報公開のあり方について（答申）
2000年（平12）	10月	文京区情報公開条例施行（大改正）
2001年（平13）	4月	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行
2005年（平17）	3月	文京区情報公開条例一部改正（指定管理者に関する規定等追加）
	4月	施行

文京区情報公開及び個人情報保護審査会

文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例により設置された機関です。

非公開の決定等に不服がある場合は、「文京区情報公開及び個人情報保護審査会」に救済を申し出ることができます（20条）。

この審査会は、弁護士や学識経験者など5人で構成され、審査の結果、「公開すべき」と判断したときなど、申出の内容に理由があると認めた場合は、実施機関に対して決定内容の是正その他の措置を講ずるよう勧告することができます。

審査会は、行政不服審査法上の異議申立とは別個の制度として設置・運営されており、異議申立期間等の制限を受けません。

なお、処分に対して不服がある場合は、救済の申出制度とは別に、行政不服審査法による不服申し立て（異議申立）や、行政事件訴訟法による処分の取消訴訟を提起することもできます。

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例により設置された、学識経験者、各団体推薦委員、公募委員等からなる8人の委員で構成される機関です。

運営審議会は、区長の諮問機関として、個人情報保護条例や情報公開制度等の運営に関する重要事項に関することについて諮問に応じて審議し、答申を行うほか、実施機関に対して建議を行うことができます。

また、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して、実施機関からの報告を受けます（資料第1号参照）。

文京区の個人情報保護制度

個人情報保護制度とは

区は、区民の生活に密着した仕事をしていますので、区民の個人情報を数多く取り扱っています。「個人情報保護制度」は、不適正な取扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよう、個人情報についての安全を確保するための制度で、「文京区個人情報の保護に関する条例」で取扱いの原則や区民の権利が定められています。

この制度は二つの大きな柱からできています。

- ① 区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定める。
- ② 区が保有している個人情報の本人に、情報の開示請求や訂正請求など「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」があることを定める。

個人情報とは

個人に関する情報（氏名、住所、電話番号、職業、収入、保険証番号など個人の属性を示す情報）であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報をいいます（2条）。

個人情報のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報といいます。保有個人情報には、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスクその他これらに類する媒体に記録されたものがあります。手書きの情報であるか、コンピュータに入力されている情報であるかを問いません。また、保有個人情報は、本人からの開示請求等の対象となります。

この場合、区とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会をいいます。これらの機関を条例は「実施機関」として、個人情報保護制度を実施する責任を負わせています。

個人情報保護制度の背景

高度情報化社会においては、個人情報の利用は社会基盤として不可欠のものです。個人情報の多様な利用が、社会・経済を支え、個人の生活の利便性を増進させるのに

役立っています。しかし、反面、情報の特性から様々な危険も存在します。

〈デジタル情報の特性〉

- ・ 外から見えない ⇒知らないところで流通する
- ・ 複製が容易で劣化しない ⇒保存、流通がしやすい
- ・ 情報が高速・一括処理できる ⇒漏えいは瞬時・大量に
- ・ 流出した情報は取り返せない ⇒損害回復、原状復帰が事実上不可能

個人情報の利用の利便性を維持しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いをルール化しようとするのが個人情報保護制度です。

個人情報保護制度の目的

個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護することが目的です。

その方法として、区条例は自己情報コントロール権の保障を定めました。

自己情報コントロール権とは、一般に「自分に関してどのような情報が集積されているかを知る権利。また、どのような目的に利用されているかを知り、それを許可するか否かを自分で決める権利」として説明されています。

従来のプライバシー権が「一人にしてもらう権利（私生活の平穩）」と理解されていたのに対して、高度情報化社会を背景として現在では「自己情報コントロール権」として理解されるようになりました。

区条例は、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し（1条）、本人が自分の情報に関する権利を請求権として規定しています（16条ほか）。

また、条例では、この自己情報コントロール権を保障する前提となる、本人に対する個人情報の取扱いの透明性を確保するための様々なルールが定められています。

文京区の個人情報保護制度の変遷

文京区個人情報の保護に関する条例

- 1993年（平 5）10月 条例施行
- 2001年（平13）12月 住民基本台帳ネットワークシステム個人情報保護
検討委員会報告書
- 2002年（平14） 3月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
同施行（外部結合の制限等追加）
- 2005年（平17） 3月 文京区個人情報の保護に関する条例一部改正、
4月施行（一部7月施行）（罰則等追加）
- 2005年（平17） 4月 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行
個人情報の保護に関する法律施行

個人情報を取り扱うためのルール

個人情報の取扱いの適正及び透明性を確保するため、区条例では、個人情報の収集、保管、利用の各場面での取扱いのルールを定めています。

1 収集の原則

- (1) 適法かつ公正な手段により、必要最小限の情報を収集すること（6条）
 - ⇒個人情報業務登録制度があり、登録された業務の目的に必要な範囲で収集することとされています。
 - ・収集禁止事項が規定されています（思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に係る情報は原則として収集できない）（7条）
 - ～センシティブ情報（機微情報）といわれるもの。法令等による場合の例外があります。
 - ～審議会事前一括承認による例外基準表があります。
- (2) 目的根拠を明らかにして本人から直接収集するのが原則（8条）
 - ～本人同意がある場合や法令の規定に基づく場合などの例外があります。
 - ～審議会事前一括承認による本人の同意を要しない本人以外からの収集の基準表があります。
 - ～審議会事前一括承認による本人の同意を要しない本人以外収集における本人あて通知の省略基準表があります。
- (3) 個人情報取扱い業務の公開
 - ① 個人情報業務登録簿（9条）

区の個人情報を取り扱う業務の全てについて、業務の名称、目的、対象となる個人の範囲、個人情報の項目等について登録制度を設け、登録簿を公開しています。
 - ② 個人情報ファイル簿（9条の2）

個人情報を取り扱う業務のうち、電子計算組織を利用してデータベース化したもの及び紙情報であっても検索できるように体系的に構成したもの（個人情報ファイル）のうち、1,000件以上の個人情報を記録するものについて、登録簿を設けて、公開しています（平成17年7月施行）。

2 管理の原則

- (1) 情報は、正確かつ最新なものであること。不要になったら迅速に廃棄すること、漏えい等の事故を防止すること（10条）
 - ① 個人情報保護管理責任者、個人情報保護事務取扱者、同補助者を設置しています（11条）。

- ② 職員を対象とした研修を行っています。
- ③ 電子計算組織を利用する場合は、文京区情報セキュリティに関する規則による措置を講ずることとしています。

(2) 受託者に対する措置（12条）

- ① 業務委託するときは、委託契約において個人情報の保護について必要な措置をとらなければならないこととしています。
- ② 業務委託したことを運営審議会に報告することとしています。
- ③ 受託者等の責務を規定しています（12条の2）。
～受託者、指定管理者及びその従事者について、個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることとし、また、実施機関の職員と同様の個人情報保護義務を課しています。

3 利用の原則

個人情報とは、業務の目的に即して適正かつ合理的に利用しなければならない（13条）。

(1) 目的外利用の制限（14条）

業務目的の範囲を超えた利用は、本人の同意があることが原則
～法令に基づく利用など例外があります。

(2) 外部提供の制限（15条）

業務の目的の範囲を超えて、個人情報を区の機関以外のものに提供する場合は、本人同意があることが原則
～法令に基づく提供など例外があります。
～目的外利用及び外部提供について、それぞれ審議会事前一括承認による本人の同意を得ない利用についての基準表及び本人あて通知の省略基準表があります。
～目的外利用、外部提供を行った場合は、運営審議会報告事項とされています。

(3) 電子計算組織への機微情報の記録の禁止（15条の2）

7条に規定する個人情報（思想・信条・宗教・人種・社会的差別の原因となる社会的身分・犯罪に係る情報）を記録することが原則として禁止されています。ただし、法律、条例に規定のある場合及び運営審議会の意見を聴いて記録する場合の例外があります。

(4) 外部結合による個人情報の提供の禁止（15条の3）

データベース化された個人情報を、区の機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線等で結合することにより提供することが原則として禁止されています。また、結合した場合は運営審議会報告事項とされています。

自己情報コントロール権の保障

区条例は、個人情報の本人が区の保有する自己の情報に関与する制度として、開示等の請求権と、救済の申し出制度を設けています。

1 開示等請求権

個人情報の本人は 自己に関する情報の開示、訂正、削除、利用中止を請求できます（16条～19条）

（1）自己に関する個人情報についての開示請求

① 区が保有する個人情報は、開示の請求があれば原則として本人に開示することとされています（16条2項）。

② 例外として非開示にできる場合が規定されています。

- ・ 法令に規定がある場合（16条3項1号）
- ・ 判定、評価、医療記録等で本人に開示するのが妥当でないもの（同2号）
- ・ 取締り、調査、交渉、照会、争訟に関するもので、開示することにより適正な事業執行に著しい支障の生ずるおそれのあるもの（同3号）
- ・ 自己に関する情報であると同時に第三者の個人情報でもある場合（同4号）
- ・ 法人の事業に関する情報が含まれている場合で、当該法人の正当な利益を著しく害すると認められる場合（同5号）

（2）自己情報が誤っている場合は、訂正の請求ができます（17条）。

（3）自己情報が手続きに違反して収集された場合は、削除の請求ができます（18条）。

（4）自己情報が手続きに違反して利用されている場合などは、その利用の中止を請求できます（19条）。

2 請求に対する決定

（1）開示請求に対しては、直ちに（即日）決定を行うこととしています（21条）。

（その他の請求にあっては、受理した日の翌日から起算して20日以内）

即日決定ができない場合は、受理した日の翌日から起算して14日以内の決定延長、60日以内の再延長が認められています。

（2）存否応答拒否（21条の2）

探索的請求など、非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しては情報の存否を含めて応答を拒否できるものとなりました。

(3) 第三者保護に関する手続（21 条の3）

開示請求の対象となった情報に第三者に関する情報が含まれている場合に、適正な制度運用を図るため、任意の意見照会の手続きを定めました。

3 不服申立て制度

(1) 救済の申出（23 条）

行政不服審査法上の異議申立制度とは別に、情報公開・個人情報保護制度独自の不服申立て制度として、情報公開及び個人情報保護審査会を設置し、救済の申出ができることとしました。

開示請求等に関して実施機関の決定に不服のあるものは、審査会に対して救済の申出ができます。申立て期間の制限はありません。

(2) 異議申立ができます（行政不服審査法）。

(3) 取消訴訟ができます（行政事件訴訟法）。

罰 則

個人情報保護制度の実効性を確保し、個人情報の保護を徹底するため、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」との整合性を図りながら、平成 17 年 3 月の改正で、個人情報の不適切な取扱いに対する罰則を設けました（同 7 月 1 日より施行）。

1 個人情報ファイルの提供（34 条）

主体：実施機関の職員、職員であった者、受託業務等に従事している者（受託者、指定管理者、再受託者の従事者）（以下「職員等」）

対象：個人の秘密に属する事項が記録された電算処理に係る個人情報ファイル

行為：正当な理由がないのに、提供したこと。提供とは、他人が利用できる状態に置くこと。

刑：2 年以下の懲役又は 100 万円の罰金

2 保有個人情報の提供又は盗用（35 条）

主体：職員等

対象：業務に関して知り得た保有個人情報（保有個人情報全体が対象）

行為：自己又は第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したこと

刑：1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

3 法人等の罰（36条）

上記2条により受託業務等の従事者が処罰される場合は、その受託業者等にも罰金が科されます。

4 職権濫用による個人情報の収集（37条）

主体：実施機関の職員

対象：個人の秘密に属する個人情報

行為：専らその職務の用以外の用に供する目的で収集

※個人の秘密に属さない個人情報を収集した場合でも、法令遵守義務違反（地方公務員法）となります。

刑：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

5 不正手段による個人情報の開示請求（38条）

行為：不正手段により個人情報の開示を受けた者

過料：5万円以下

その他の制度

1 苦情の処理（24条）

2 区長の指導・勧告等（25条）

3 事業者に対する意識啓発（26条）

4 指定管理者に対する特例（27条の2）

区の業務を代行する指定管理者の取扱う個人情報についても、区が保有する場合と同様に個人情報の保護が図られるよう、区条例の準用規定等を設けて、区の個人情報保護制度の中に位置づけました。

（1）指定管理者に対して、区条例の個人情報の収集・保管・利用に関する規定を準用することとしました。

（2）指定管理者の保有する個人情報に対する開示等の手続きについて、区条例を準用し、実施機関に対して開示等の請求ができることとしました。

（3）指定管理者の保有する個人情報を、保有個人情報とみなす規定を設け、条例の罰則規定を適用することとしました。

24年度

実施機関別行政情報の公開請求件数

実施機関	件数	24年										25年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
区長	請求	20	26	40	32	38	23	38	37	29	16	21	13	333	
	企画政策部	3	2	3	4	3	3	1	3	3				25	
	総務部		1	5	5	2	3	6		7	1	1		31	
	区民部	1	2	2		3	1	1	8	1	2	3	1	25	
	アカデミー推進部		1	1					4		2			8	
	福祉部		2	4	2	4	5	1		1	2	4	1	26	
	男女協働子育て支援部	1	3	2	3	2		3	10	1	1		2	28	
	保健衛生部	3	5	3	3	5	2	7	3	4	2	3	2	42	
	都市計画部	5	5	8	7	10	3	7		5		2	2	54	
	土木部	4	2	8	4	6	6	10	4	4	5	5	2	60	
	資源環境部	2	1	2	3	1		1	5	1	1	1	2	20	
	施設管理部	1	2	2	1	2		1		2		1	1	13	
	会計管理者											1		1	
	全部公開	9	11	12	17	13	4	13	14	11	6	9	5	124	
一部公開	11	15	25	12	18	18	21	23	15	8	12	8	186		
非公開			3	3	7	1	4		3	2			23		
未決定															
教育委員会	請求	2	3	4	3	3	8	5	7	4	2	2		43	
	全部公開		2	2	2	1	6	3	2	1	2	1		22	
	一部公開	2	1	2		1	2	2	5	3		1		19	
	非公開				1	1								2	
	未決定														
監査委員	請求			1										1	
	全部公開														
	一部公開			1										1	
	非公開														
	未決定														
選挙管理委員会	請求	1												1	
	全部公開														
	一部公開	1												1	
	非公開														
	未決定														
議会	請求							1			1		1	3	
	全部公開												1	1	
	一部公開							1			1			2	
	非公開														
	未決定														
合計	請求	23	29	45	35	41	31	44	44	33	19	23	14	381	
	全部公開	9	13	14	19	14	10	16	16	12	8	10	6	147	
	一部公開	14	16	28	12	19	20	24	28	18	9	13	8	209	
	非公開			3	4	8	1	4		3	2			25	
	未決定														

※ 請求件数等は主管課別に捉えていますので、実際の請求書の枚数と一致しないことがあります。

24年度

実施機関別個人情報の開示等請求件数

開示請求

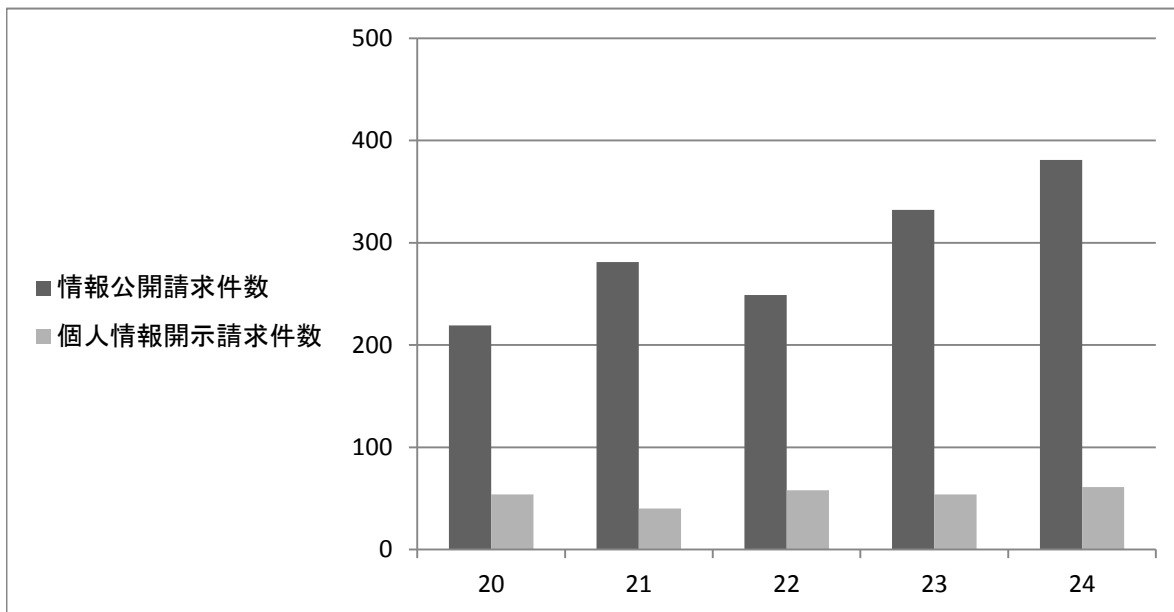
実施機関	件数	24年										25年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
区長	請求	5	3	8	9	6	3	3	6	4	2	2	4	55	
	全部開示	2	1	2	6	3	2	3	5	4	1	1	3	33	
	一部開示			3		2					1			6	
	非開示	3	2	3	3	1	1		1			1	1	16	
	未決定														
教育委員会	請求	1				1			2	1			1	6	
	全部開示					1			2					3	
	一部開示									1				1	
	非開示	1											1	2	
	未決定														
監査委員	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
選挙管理委員会	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
議会	請求														
	全部開示														
	一部開示														
	非開示														
	未決定														
合計	請求	6	3	8	9	7	3	3	8	5	2	2	5	61	
	全部開示	2	1	2	6	4	2	3	7	4	1	1	3	36	
	一部開示			3		2				1	1			7	
	非開示	4	2	3	3	1	1		1			1	2	18	
	未決定														

訂正・削除・利用中止請求

実施機関	件数	24年										25年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
合計 (全実施機関)	訂正請求														
	削除請求														
	利用中止請求														
	承諾														
	一部承諾														
	不承諾														
	未決定														

※ 請求件数等は主管課別に捉えていますので、実際の請求書の枚数と一致しないこともあります。

情報公開請求及び個人情報開示請求の推移



年 度	20	21	22	23	24
情報公開請求件数	219	281	249	332	381
個人情報開示請求件数	54	40	58	54	61

戸籍副本制度の概要について

1 戸籍副本制度と目的について

戸籍法第8条第1項には、「戸籍は、正本と副本を設ける。」同条第2項には、「正本は、これを市役所に備え、副本は管轄法務局がこれを保存する。」と規定し、戸籍事務の処理に関する必要な事項は、法務省令で定める（戸籍法第131条）と規定されている。

この副本制度の目的は、正本が火災その他の災害により、滅失したとき、副本及び戸籍諸届書で調整し、正本を復元し、滅失前のものと変わらないようにすることである。

改正戸籍法施行規則第75条で、「戸籍が磁気ディスクをもって調整されている（戸籍を電算化）ときは、市区町村長は遅滞なく電磁的記録の副本を電気通信回線を通じて管轄法務局の使用する電子計算機に送信しなければならない」と規定（平成25年3月1日施行）され、従来1年ごとに副本を1回送付する制度であったものを更新があった副本データを毎日送付する方法に変更された。

2 副本の送付方法変更の背景について

平成23年3月11日の東日本大地震によって、岩手県・宮城県の4市町村で、戸籍正本たる戸籍コンピュータが被害を受けたが、管轄法務局の副本は無事であったため、正本が再製された。

しかし、管轄法務局の副本も被害を受けた場合には、再製が困難になり、国民の身分関係を公証するという戸籍制度の意義が失われることを防止するために、送付方法を変更したものである。

3 戸籍副本データの送信方法と法務省の副本データ管理センターと外部結合について

別紙「システム概要」をご参照ください。

4 提供する個人情報の範囲

基本事項 本籍・筆頭者氏名・名前・生年月日・父母の氏名及び続柄

- ① 出生事項（生まれた日、生まれた場所、届出日、届出人資格等）
- ② 婚姻事項（届出日、婚姻相手の氏名、婚姻前の本籍・筆頭者氏名等）
- ③ 死亡事項（死亡年月日時分、死亡の場所、届出日、届出人資格氏名等）など

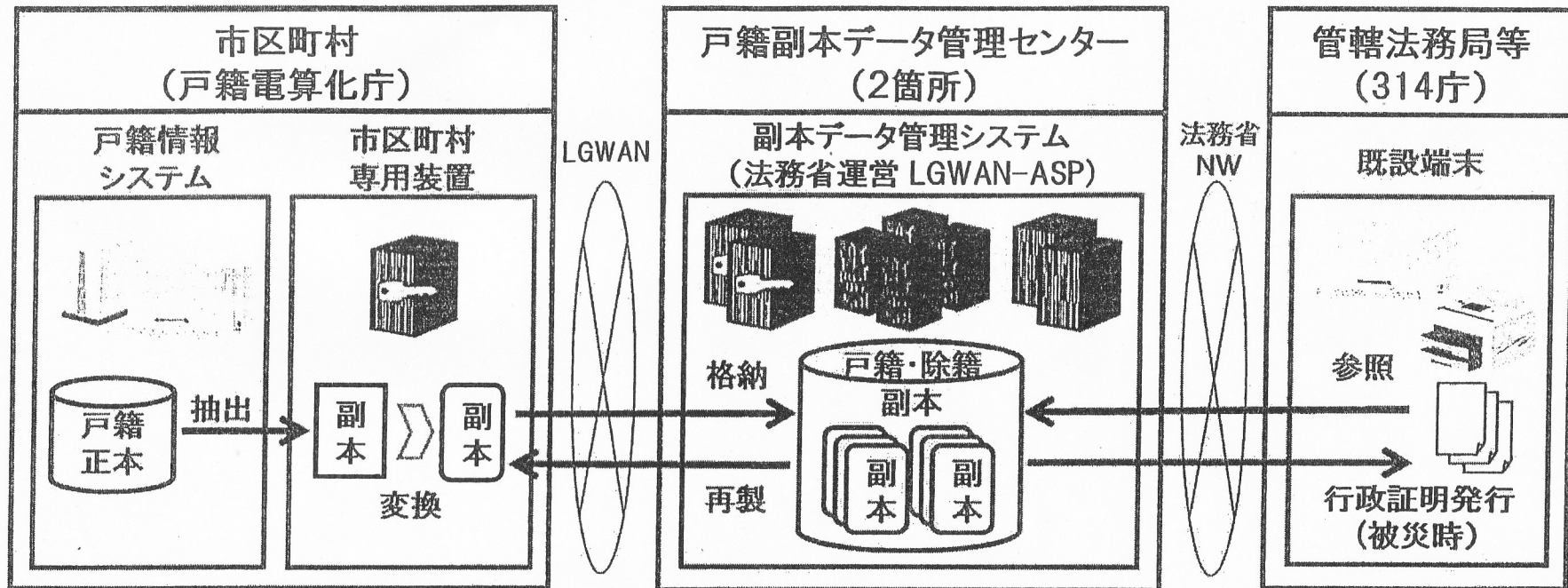
5 実施予定について

平成26年1月

6 個人情報保護条例上の取扱について

戸籍情報システムに記録されている個人情報が市区町村専用装置を経由し、法務省の副本管理センターに通信回線を使用し外部結合するため、文京区個人情報の保護に関する条例第15条の3第1項第2号に該当するため、運営審議会の意見聴取が必要である。

システム概要



- 1 全国に戸籍副本データ管理センターを2箇所（北海道地区及び関西地区）設置。
- 2 市区町村は遠方の戸籍副本データ管理センターに副本データを保管。
- 3 戸籍副本データ管理センターと市区町村との回線は、LGWANで接続。
- 4 市区町村専用装置は法務省が調達し配布、市区町村は戸籍情報システムの改修が必要。